

# 葛飾区私道防犯灯設置助成要綱

昭和 56 年 4 月 18 日

56 葛土公発第6号 区長決裁

## (目的)

第1条 この要綱は、区内における私道交通の安全、犯罪の防止及び生活環境の整備等のため私道上における民有防犯灯の整備を助成することについての必要な事項を定めることを目的とする。

## (用語の定義)

第2条 この要綱において私道とは、道路法（昭和27年法律第180号）に規定する道路並びに敷地が公有地及び区が権限を有する道路（以下「公道」という。）を除く道路で、敷地が民有地で現に一般交通の用に供されているものをいう。

## (助成の条件)

第3条 助成の対象となる防犯灯は、幅員1.5メートル以上で、かつ、延長10メートル以上の私道に設置されるもので、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 集合住宅自治町会でないこと。
- (2) 防犯灯が設置される私道の両端が公道に接していること、又は当該私道の一端が公道若しくは幅員1.5メートル以上の私道に接していること。
- (3) 本要綱に基づく助成を受けていないこと、又は前回の助成を受けてから10年以上経過していること。

2 前項の規定に関わらず、区長が、公益上その他防犯灯を設置する必要があると認める場合は、助成金を交付することができる。

## (設置の基準)

第4条 防犯灯を設置するための基準は、区長が別に定める葛飾区私道防犯灯設置基準（以下「設置基準」という。）による。

## (助成の金額)

第5条 防犯灯設置の助成金の額は、予算の範囲内で区長の定める標準工事費の100分の90に相当する額以内の額とする。

## (助成の承認申請)

第6条 助成を受けようとするときは、その地域の町会・自治会などが工事を着手する前に私道防犯灯設置助成承認申請書（第1号様式）を区長に提出しなければならない。ただし、区長が特

別の理由があると認めるときは、個人で申請を行うことができる。

2 前項の申請者は、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 防犯灯設置同意書（第2号様式）
- (2) 防犯灯設置予定箇所図
- (3) 前2号のほか区長が必要と認める書類

3 前項の規定にかかわらず、防犯灯が既に設置されている箇所の取替の場合は、事前に区に協議した上で、防犯灯設置同意書の提出を省略することができる。

（助成の承認等）

第7条 区長は、前条の申請があった場合は、この要綱及び設置基準に基づき、関係書類等を審査し、助成を承認したときには、私道防犯灯設置助成承認通知書（第4号様式）により申請者に通知する。

2 前項の審査により承認できないときは、私道防犯灯設置助成不承認通知書（第5号様式）により申請者に通知する。

第8条 （削除）

（決定の変更及び中止等）

第9条 第7条の承認を受けたものは、承認決定後、整備工事を変更し、又は中止若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。

（助成金の交付申請）

第10条 第7条の承認を受けたものは、設置工事が完了したとき、直ちに私道防犯灯設置助成金交付申請書（第7号様式）を区長に提出しなければならない。

（助成金の交付決定及び通知）

第11条 区長は、前条の申請があった場合は、この要綱及び設置基準に基づき、関係書類の審査及び工事の検査を実施し、助成金の交付を決定したときは、私道防犯灯設置助成金交付通知書（第8号様式）により前条の申請者に通知する。

（助成金の請求）

第12条 前条の規定により助成金の交付通知を受けたものは、当該通知を受領した日の翌日から20日以内に私道防犯灯設置助成金請求書（第9号様式）を区長に提出しなければならない。

（決定の取消し）

第13条 区長は第7条の承認又は第11条の通知を受けた申請者が、次の各号の一に該当するときは、助成の承認又は助成金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、助成の承認又は助成金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 助成金を当該私道防犯灯設置工事以外に使用したとき。
- (3) 前2号のほか、区長の付した条件又は指示に従わなかったとき。

（助成金の返還）

第14条 区長は、前条の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときには、申請者に対し、期限を定めて助成金の返還を命ずる。

(加算金及び延滞金)

第15条 前条の規定により助成金の返還を命じられたものは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した加算金（100円未満の場合を除く）を納付しなければならない。

2 助成金の返還を命じられたものが、その納期日までに納付しなかったときは、前項の加算金のほかに納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く）を納付しなければならない。

3 前2項に規定する年あたりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

附則

この要綱は、昭和56年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、昭和56年11月10日から施行する。

附則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附則（平成3年2月27日 2葛土公発第269号 区長決裁）

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附則（平成21年3月31日 20葛都維第1217号 都市施設担当部長決裁）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則（平成28年6月9日 28葛都補第167号 都市施設担当部長決裁）

この要綱は、平成28年6月9日から施行する。

附則（平成29年4月1日 29葛都補第41号 都市施設担当部長決裁）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則（令和2年4月1日 2葛都補第80号 交通・都市施設担当部長決裁）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則（令和3年4月1日 3葛都補第50号 交通・都市施設担当部長決裁）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則（令和5年1月31日 4葛都補第660号 交通・都市施設担当部長決裁）  
この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則（令和7年1月31日 6葛都補第753号 都市施設担当部長決裁）  
この要綱は、令和7年2月1日から施行する。

# 葛飾区私道防犯灯設置基準

昭和56年4月18日  
56葛土公発第6の2号 区長決裁  
改正 平成3年2月27日  
2葛土公発第269号 区長決裁  
改正 平成21年3月31日  
20葛都維第1217号  
都市施設担当部長決裁  
改正 平成24年2月23日  
23葛都補第1616号  
都市施設担当部長決裁  
改正 平成29年4月1日  
29葛都補第41号  
都市施設担当部長決裁  
改正 令和2年4月1日  
2葛都補第80号  
交通・都市施設担当部長決裁  
改正 令和3年4月1日  
3葛都補第50号  
交通・都市施設担当部長決裁  
改正 令和4年11月16日  
4葛都補第527号  
交通・都市施設担当部長決裁

葛飾区私道防犯灯設置助成要綱第4条に定める設置基準は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

## 1 設置間隔

防犯灯の設置間隔は、30メートル以上とする。

ただし、途中で曲がっている等直線ではない場合及び区長が特に認めたときは、この限りでない。

## 2 設 備

防犯灯の設備は、防水型のLED照明で、自動点滅器又は光センサーを内蔵したものとする。

(1) 防犯灯は、以下の基準に基づいて設置するものとする。

ア 平均幅員が4メートル未満又は直線部が30メートル未満の場合

LED照明 1,000 lm以下

イ 平均幅員が4メートル以上、かつ直線部が30メートル以上ある場合

i LED照明 1,000 lm以下

ii LED照明 1,000 lmを超え、かつ消費電力8.5W以上

から自治町会等が選択

(2) 防犯灯は、独立式又は既設電柱等を利用した共架式とする。

## 3 標 示 板

防犯灯の下側には、管理者名及び防犯灯番号を記入した、区指定の金属製標示板を取付けなければならない。

平成3年2月27日 2及び3(1)、(2)一部改正  
平成21年3月31日 2、3及び4 一部改正  
平成24年2月23日 2及び3(1)  
平成29年4月1日 2及び3(1)  
令和2年4月1日 1及び2  
令和3年4月1日 1及び2(1)  
令和4年11月16日 1、2(1)及び3